

農業経営統計調査の変更概要

平成19年の総人件費改革を契機とする農林水産統計の再構築の一環として、限られた職員のマンパワーを有効活用するため、職員調査として行われている農業経営統計調査について、そのニーズを把握・検証した上で、ニーズの著しく低い類型については集約するとともに、ニーズがないと判断される類型については廃止する。

営農類型別経営統計	個別経営統計	水田作	1620	水田作	1620	
		畑作	677	畑作	677	
		野菜作	865	野菜作	865	
		果樹作	512	果樹作	512	
		酪農	359	酪農	359	
		肉用牛	215	肉用牛	215	
		養豚	96	養豚	96	
		花き作	251	}	その他	200
		採卵養鶏	50			
		ブロイラー	50			
		その他	50			
	組織経営統計	組織法人経営統計	水田作	185	水田作	185
			畑作	24	畑作	24
			野菜作	51	}	(中止)
			果樹作	20		
			酪農	21		
			肉用牛	25		
			養豚	10		
			花き作	28		
			採卵養鶏	10		
			ブロイラー	10		
任意組織経営統計	(変更なし)					
	(変更なし)					

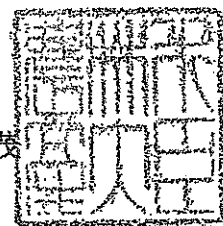
別添

21統計第201号

平成21年6月29日

総務大臣 佐藤 勉 殿

農林水産大臣 石破 茂



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

農業経営統計調査

主管部課	大臣官房統計部経営・構造統計課		
事務担当者	課長補佐（企画班担当）	電話	03（3502）5654
	三 浦	e-mail	akira_miura@m.aff.go.jp

別紙 1

申請事項記載書

1 調査の名称
農業経営統計調査

2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変更理由
4 報告を求める者 (1) 数 ア 営農類型別経営統計に係る調査については、 <u>5,031</u> (内数) ○個別経営体 <u>4,544</u> (母集団 2005年農林業 センサス 1,981,283) 水田作 1,620 (母集団 " 1,081,266) 畑作 677 (母集団 " 95,197) 野菜作 865 (母集団 " 240,910) 果樹作 512 (母集団 " 187,134) 酪農 359 (母集団 " 24,701) 肉用牛 215 (母集団 " 46,904) 養豚 96 (母集団 " 5,015) その他 <u>200</u> (母集団 " <u>300,156</u>)	4 報告を求める者 (1) 数 ア 営農類型別経営統計に係る調査については、 <u>5,407</u> (内数) ○個別経営体 <u>4,745</u> (母集団 2005年農林業 センサス 1,981,283) 水田作 1,620 (母集団 " 1,081,266) 畑作 677 (母集団 " 95,197) 野菜作 865 (母集団 " 240,910) 果樹作 512 (母集団 " 187,134) <u>花き作</u> <u>251</u> (母集団 " 33,755) 酪農 359 (母集団 " 24,701) 肉用牛 215 (母集団 " 46,904) 養豚 96 (母集団 " 5,015) <u>採卵養鶏</u> <u>50</u> (母集団 " 2,842) <u>ブロイラー養鶏</u> <u>50</u> (母集団 " 1,981) その他 <u>50</u> (母集団 " <u>261,578</u>)	大幅な人員削減に伴う 限られた人員の有効活用 による調査精度の維持の 観点から、農業施策等に 真に必要な営農類型に 重点化するため

○組織法人経営体 209

(母集団 平成19年集落営農実態調査及び
2005年農林業センサス 2,660)

水田作 (集落営農) 148

(母集団 平成19年集落営農実態調査
1,185)

水田作 (集落営農以外) 37

(母集団 2005年農林業センサス 1,028)

畑作 24 (母集団 " 447)

○任意組織経営体 278

(母集団 平成19年集落営農実態調査及び
2005年農林業センサス 5,708)

水田作 (集落営農) 236

(母集団 平成19年集落営農実態調査
4,404)

水田作 (集落営農以外) 30

(母集団 2005年農林業センサス 1,128)

畑作 12 (母集団 " 176)

○組織法人経営体 384

(母集団 平成19年集落営農実態調査及び
2005年農林業センサス 7,374)

水田作 (集落営農) 148

(母集団 平成19年集落営農実態調査
1,185)

水田作 (集落営農以外) 37

(母集団 2005年農林業センサス 1,028)

畑作 24 (母集団 " 447)

野菜作 51 (母集団 " 1,014)

果樹作 20 (母集団 " 399)

花き作 28 (母集団 " 569)

酪農 21 (母集団 " 436)

肉用牛 25 (母集団 " 523)

養豚 10 (母集団 " 784)

採卵養鶏 10 (母集団 " 796)

ブロイラー養鶏 10 (母集団 " 193)

○任意組織経営体 278

(母集団 平成19年集落営農実態調査及び
2005年農林業センサス 5,708)

水田作 (集落営農) 236

(母集団 平成19年集落営農実態調査
4,404)

水田作 (集落営農以外) 30

(母集団 2005年農林業センサス 1,128)

畑作 12 (母集団 " 176)

8 集計事項 次に掲げる集計を行う（詳細は別添４のとおり）。 (1) 営農類型別経営統計 ア 個別経営体 (ア) 水田作経営 (イ) 畑作経営 (ウ) 野菜作経営 (エ) 果樹作経営 <u>(オ) 酪農経営</u> <u>(カ) 肉用牛経営</u> <u>(キ) 養豚経営</u> イ 組織法人経営体 (ア) 水田作経営 (イ) 畑作経営	8 集計事項 次に掲げる集計を行う（詳細は別添４のとおり）。 (1) 営農類型別経営統計 ア 個別経営体 (ア) 水田作経営 (イ) 畑作経営 (ウ) 野菜作経営 (エ) 果樹作経営 <u>(オ) 花き作経営</u> <u>(カ) 酪農経営</u> <u>(キ) 肉用牛経営</u> <u>(ク) 養豚経営</u> <u>(ケ) 採卵養鶏経営</u> <u>(コ) ブロイラー養鶏経営</u> イ 組織法人経営体 (ア) 水田作経営 (イ) 畑作経営 <u>(ウ) 野菜作経営</u> <u>(エ) 果樹作経営</u> <u>(オ) 花き作経営</u> <u>(カ) 酪農経営</u> <u>(キ) 肉用牛経営</u> <u>(ク) 養豚経営</u> <u>(ケ) 採卵養鶏経営</u> <u>(コ) ブロイラー養鶏経営</u>	
---	--	--

ウ 任意組織経営体 (ア) 水田作経営 (イ) 畑作経営 エ 集落営農型組織経営体 (水田作) (ア) 組織法人経営体 (イ) 任意組織経営体 (2) 経営形態別経営統計 <u>(個別経営体)</u>	ウ 任意組織経営体 (ア) 水田作経営 (イ) 畑作経営 エ 集落営農型組織経営体 (水田作) (ア) 組織法人経営体 (イ) 任意組織経営体 (2) 経営形態別経営統計 <u>ア 個別経営体</u> <u>イ 組織法人経営体</u>	
--	---	--

別紙2

農業経営統計調査に関する承認事項（変更案）

1 調査の名称

農業経営統計調査

2 調査の目的

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、農業経営統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにするとともに、農業行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体（農業経営体の定義については、別添1を参照。）とする。

注）本調査においては、世帯による農業経営を行う経営体を「個別経営体」という。

また、世帯による農業経営以外で法人化している農事組合法人及び会社組織による経営体を「組織法人経営体」、世帯による農業経営以外で法人化していない経営体を「任意組織経営体」とし、両者を合わせて「組織経営体」という。

4 報告を求める者

（1）数

ア 営農類型別経営統計に係る調査については、5,031

（内数）

○個別経営体	4,544（母集団	2005年農林業センサス	1,981,283）
水田作	1,620（母集団	〃	1,081,266）
畑作	677（母集団	〃	95,197）
野菜作	865（母集団	〃	240,910）
果樹作	512（母集団	〃	187,134）
酪農	359（母集団	〃	24,701）

肉用牛	215 (母集団	〃	46, 904)
養豚	96 (母集団	〃	5, 015)
その他	200 (母集団	〃	300, 156)

注：その他は、経営形態別経営統計に係る報告である。

○組織法人経営体	209 (母集団	平成19年集落営農実態調査及び 2005年農林業センサス	2, 660)
水田作 (集落営農)	148 (母集団	平成19年集落営農実態調査	1, 185)
水田作 (集落営農以外)	37 (母集団	2005年農林業センサス	1, 028)
畑作	24 (母集団	〃	447)
○任意組織経営体	278 (母集団	平成19年集落営農実態調査及び 2005年農林業センサス	5, 708)
水田作 (集落営農)	236 (母集団	平成19年集落営農実態調査	4, 404)
水田作 (集落営農以外)	30 (母集団	2005年農林業センサス	1, 128)
畑作	12 (母集団	〃	176)

イ 農畜産物の生産費統計に係る調査については、報告を求められる個別経営体のうち、
3, 466

(内数)

米生産費	853 (母集団	2005年農林業センサス	1, 310, 863)
小麦生産費	364 (母集団	〃	83, 976)
大豆生産費	293 (母集団	〃	91, 925)
原料用かんしょ生産費	70 (母集団	〃	8, 123)
原料用ばれいしょ生産費	72 (母集団	〃	2, 901)
てんさい生産費	91 (母集団	〃	9, 718)
さとうきび生産費	133 (母集団	〃	18, 703)
牛乳生産費	500 (母集団	〃	26, 339)
去勢若齢肥育牛生産費	330 (母集団	〃	13, 361)
乳用おす肥育牛生産費	120 (母集団	〃	2, 189)
交雑種肥育牛生産費	110 (母集団	〃	3, 916)
子牛生産費	200 (母集団	〃	58, 095)
乳用おす育成牛生産費	70 (母集団	〃	889)
交雑種育成牛生産費	60 (母集団	〃	1, 704)
肥育豚生産費	200 (母集団	〃	4, 422)

(2) 選定の方法 (□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)

2005 年農林業センサスの対象となった農業経営体を母集団とし、営農類型別及び生産費作成品目ごとに母集団リストを作成した上で、層化無作為抽出により行う。なお、組織経営体の集落営農型については、直近の集落営農実態調査を母集団とする。

詳細については、別添 2 のとおり。

(3) 報告義務者

ア 農業経営体を代表する者は、後記 5 に掲げる事項について、配布された調査票に記入して統計・情報センター（以下「センター」という。）長にその定める期日までに提出し、センターの職員に決算書類等の書類を開示若しくは経営データを提供し、又は職員の質問に対し口頭で回答しなければならない。

イ 農業経営体を代表する者が前記アの記入、開示、提供又は回答をすることができないときは、センターの職員が指定する当該農業経営体の農業経営に関与している者が後記 5 に掲げる事項について記入、提出、開示、提供又は回答をしなければならない。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 営農類型別経営統計に関する調査

(ア) 個別経営体にあつては世帯員の性別、生年月及び続柄その他世帯における地位並びに世帯員の就業区分及び在宅状況、個別経営体以外の農業経営体にあつては構成員の性別及び世帯の状況

(イ) 農業及び農業生産関連事業への投下労働時間

(ウ) 経営耕地面積その他個別経営体の世帯員である家族が使用する土地の面積

(エ) 農業経営体の財産に関する次の事項（個別経営体についての調査のうち農業経営に関与していない世帯員に関するものにあつては（iii）及び（iv）を除く。）

(i) 土地、建物、自動車、農機具、農業用の永年性植物及び動物並びにその他の固定資産

(ii) 農産物及び農業生産資材の在庫量

(iii) 現金、預貯金、積立金、貸付金、有価証券及び売掛金

(iv) 借入金その他の負債

(オ) 農産物の種類別生産量及び処分内訳

(カ) 農業経営体の収入及び支出に関する次の事項（個別経営体についての調査のうち農業経営に関与していない世帯員に関するものにあつては（iii）及び（iv）

を除く。)

- (i) 農業収入及び農業支出
- (ii) 農業生産関連事業収入及び農業生産関連事業支出
- (iii) 農外収入及び農外支出
- (iv) 個別経営体にあつては、年金その他の収入及び租税公課その他の負担
- (v) 財産的収入及び財産的支出
- (キ) その他前各号に掲げる事項に関連する事項

イ 農畜産物の生産費統計に関する調査

- (ア) 世帯員の性別、生年月及び就業区分
- (イ) 当該生産費品目に関する投下労働時間
- (ウ) 経営耕地面積その他個別経営体の世帯員である家族が使用する土地の面積
- (エ) 個別経営体の財産に関する次の事項
 - (i) 建物、自動車、農機具及び動物並びにその他の固定資産
 - (ii) 現金、預貯金、積立金、貸付金、有価証券及び売掛金
 - (iii) 借入金その他の負債
- (オ) 農産物の種類別生産量及び処分内訳
- (カ) 当該生産費品目の収入
- (キ) 当該生産費品目の生産のために投入された資材の使用量及びその価額
- (ク) その他前各号に掲げる事項に関連する事項

ウ イの報告を求められる農業経営体について、アで既に掲げている事項は重ねて調査しない。

エ 上記アからウに掲げる事項の詳細については、別添3の1～3（調査票）のとおり。

(2) 基準となる期日又は期間

ア 営農類型別経営統計に関する調査

- (ア) 個別経営体
毎年1月1日から12月31日の期間
- (イ) 組織経営体
毎年、決算の対象となった年の1年間

イ 農畜産物の生産費統計に関する調査（個別経営体のみを対象に実施）

生産サイクル（収穫終了月までの1年間）に基づき、農畜産物の品目ごとに以下の期間とする。

農畜産物	対象期間
米 大豆 原料用かんしょ 原料用ばれいしょ てんさい	毎年1月1日から12月31日
さとうきび 牛乳 去勢若齢肥育牛 乳用おす 肥育牛 交雑種肥育牛 子牛 乳用おす育成牛 交雑種育成牛 肥育豚	毎年4月1日から3月31日
小麦	毎年9月1日から8月31日

注) 2つの暦年にまたがることとなるものは、集計対象期間月数の多い方の年次を調査年次とする。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

(2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 □オンライン調査 ■その他(職員調査))

ア 調査は報告者に調査票(現金出納帳、作業日誌及び経営台帳)を配布し、現金出納帳及び作業日誌については、報告者の調査票に対する記入の習熟度等に応じて、

① 報告者が調査票の記帳に習熟している場合には、報告者から数ヶ月に一度、年4回を越えない範囲で郵送してもらう方法

② 報告者が調査票の記帳に習熟していない場合には、職員が数ヶ月に一度、年4回を越えない範囲で訪問して回収する方法

③ 報告者が普及会計ソフトを活用しており、協力が得られる場合には、そのデータの提供を受ける方法

により行う。

さらに、センター職員は、(独)家畜改良センター所管の牛個別識別台帳(トレーサビリティデータ)を活用して、牛の異動状況を経営台帳に記入する。

イ 調査票のうち、経営台帳については、原則として、報告者に対する面接により聞き取り(他計報告)で作成するが、決算書類が整備されているなど、協力の得られる報告者については、センター職員が前年の経営台帳情報をプレプリントした上で、報告者が当年の異動の状況等を自計報告するものとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

現金出納帳及び作業日誌については随時（数か月に1度）

経営台帳については調査期間終了月の翌月

8 集計事項

次に掲げる集計を行う（詳細は別添4のとおり）。

(1) 営農類型別経営統計

ア 個別経営体

(ア) 水田作経営、(イ) 畑作経営、(ウ) 野菜作経営、(エ) 果樹作経営、
(オ) 酪農経営、(カ) 肉用牛経営、(キ) 養豚経営

イ 組織法人経営体

(ア) 水田作経営、(イ) 畑作経営

ウ 任意組織経営体

(ア) 水田作経営、(イ) 畑作経営

エ 集落営農型組織経営体（水田作）

(ア) 組織法人経営体、(イ) 任意組織経営体

(2) 経営形態別経営統計（個別経営体）

(3) 農産物生産費統計

ア 米生産費、イ 小麦生産費、ウ 大豆生産費、エ 原料用かんしょ生産費、
オ 原料用ばれいしょ生産費、カ てんさい生産費、キ さとうきび生産費

(4) 畜産物生産費統計

ア 牛乳生産費、イ 去勢若齢肥育牛生産費、ウ 乳用おす肥育牛生産費、
エ 交雑種肥育牛生産費、オ 子牛生産費、カ 乳用おす育成牛生産費、
キ 交雑種育成牛生産費、ク 肥育豚生産費

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

調査結果は、インターネットに掲載するほか、報告書により公表する。

(2) 公表の期日

農林水産大臣は、全国結果表の概要を結果の集計後速やかに、その詳細を逐次公表する。詳細は、別添5のとおり。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定に当たって、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、同分類の大分類及び中分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

センター長は、個々の農業経営体に係る調査票及び調査票情報を収録した電磁的記録を、調査年の翌年の1月1日から起算して3年を経過する日まで保存しなければならない。

（調査票情報は、センターにおいて個別結果表に集計され、地方農政事務所、地方農政局及び農林水産大臣には、段階ごとの集計表が報告される。したがって、調査票情報は、センターのみが保有する。）

12 立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記5（1）に掲げる事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所の立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。